

議 第 三 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の  
規定により提出します。

平成二十二年二月十七日

提 出 者

議 員

福 島

か ず え

”

嗟 峨

サ ダ 子

”

ふ な や ま

由 美

”

高 見

の り 子

”

す げ の

直 子

賛 成 者

議 員

花 木

則 彰

仙 台 市 議 会 議 長

野 田 讓 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「議員」の下に「（議長及び副議長を除く。）」を加え、「日額一万円」を「議員の住居と議場との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議長が認められた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

理 由

議員の費用弁償の額について、客観的かつ合理的な根拠を市民に説明できるものにするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。